

国民年金保険料免除制度の「活用を

● 厚木年金事務所国民年金課 ☎ (223) 9082
市保険年金課 ☎ (235) 4596

● 国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納め忘れが続くと、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなる
● ことがあります。保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請により保険料が免除になる制度がありますので

● ご活用ください。

◆法定免除

● 障害基礎年金や生活保護法による生活扶助を受けている方は、届出により、全額免除されます。

◆申請免除

● 本人とその配偶者および世帯主の前年所得が一定額以下である場合は、申請が承認さ

● れると免除されます。

● また、30歳未満の方が対象の「若年者納付猶予制度」、学生対象の「学生納付特例制度」もあります。

● 免除の承認期間は、7月から翌年6月までです。平成23年7月から1年間の免除を希望する方は、7月1日以降に申請してください。(対象期間の申請は、7月までさかのぼって承認されますが、早めに申請してください)

平成22年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

● 文書法制課 ☎ (235) 4542

● 情報公開制度および、個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりです。

● 行政文書の公開状況 ● 個人情報の請求・開示状況

区 分	件 数	区 分	件数
公 開	29	開示の請求	20
一部公開	61	全部開示	9
非 公 開	3	一部公開	3
不 存 在	0	不 開 示	7
取り下げ	5	取り下げ	1
合 計	98	訂正の請求	0

便利で安全な「えびなカード」の取得を

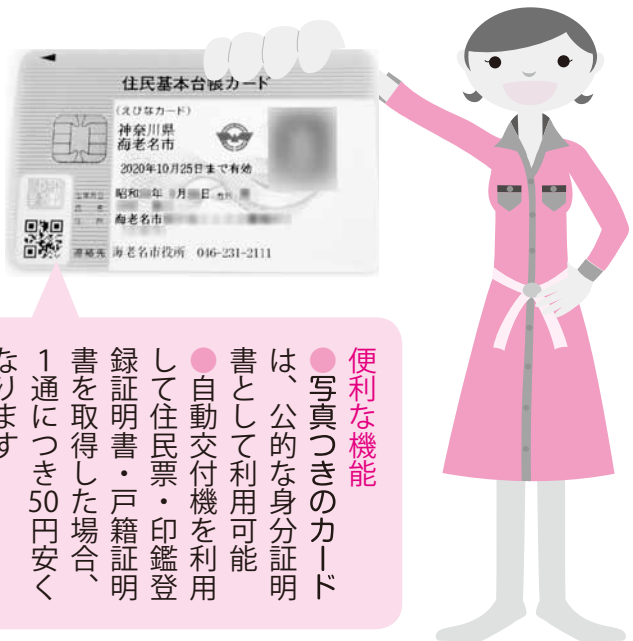
● 市民課 ☎ (235) 4869

● 「えびなカード」は、住民基本台帳カードの機能と、自動交付機を利用して住民票・印鑑証明書・戸籍証明書を取得できる機能を1枚にまとめることができます。ほか、市立図書館での貸出券としても利用でき、大変便利です。

● 申請・受領は本人で申請する時は、運転免許証など写真付きの官公署発行の証明書、または健康保険証と年金手帳など、本人確認が出来るものを持参してください。(※健康保険証と年金手帳の場合、即日交付はできません)

● カードの発行手数料は500円、有効期間は10年間です。

● 詳しくは、お問い合わせください。



きれいなまち 清潔なまちに

● 資源対策課 ☎ (235) 4922

◆美化デーなどの地域清掃活動で発生したごみについて

● ごみの収集は事前申込制となっています。清掃の実施前に、必ず資源対策課へ連絡してください。

◆不法投棄について

● ごみ集積所での不法投棄は、市の調査パトロールや市民の皆さんの通報により、平成22年度は295カ所・531点と減少しています。(前年度443カ所・982点)

● 不法投棄物を発見した場合は、投棄物に警告内容の表示を行い、自主回収を促し、注意地点として監視活動を行います。悪質なケースについては警察署と協議します。

● なお、私有地への不法投棄については、原則として、土地・建物

● などの所有者または管理者が投棄物の処分を行い、その費用を負担することになります。

◆きれいなまちづくり事業奨励金の交付について

● 自治会・老人会・子供会・PTA・NPO法人による自主的な地域清掃や、不法投棄防止活動に対して、きれいなまちづくり事業奨励金が交付できる場合があります。

● 交付を受けるためには、事前に活動団体としての登録が必要です。

◆ごみ減量化の取り組みについて

● 平成22年度実施の「自治会別」燃やせるごみ」排出状況(1人1日

自治会別「可燃ごみ」排出量調査結果(4回調査平均値)

番号	地 区	1日1人当り排出量 (g)
1	中央1丁目	362.3
2	中央2丁目	378.0
3	国分北1丁目(北)	385.1
4	国分北1丁目(南)	397.0
5	国分北2丁目	434.0
6	国分北3丁目	448.2
7	国分杉本	539.8
8	国分南1丁目	438.6
9	国分南2丁目	467.4
10	国分南3丁目	424.7
11	国分南4丁目	376.5
12	ルネ・エアズヒル	250.9
13	望地	433.3
14	勝瀬	481.4
15	上今泉1丁目	450.9
16	上今泉2丁目	411.6
17	上今泉3丁目	385.0
18	上今泉4丁目	357.8
19	上今泉5丁目	440.4
20	上今泉6丁目	393.4
21	柏ヶ谷	429.7
22	かしわ台クラルテ	382.0
23	東建ニューハイツ海老名	402.7
24	東柏ヶ谷1丁目	465.7
25	東柏ヶ谷2丁目	428.7
26	東柏ヶ谷3丁目	486.0
27	東柏ヶ谷4丁目	376.7
28	東柏ヶ谷5丁目	455.9
29	東柏ヶ谷6丁目	390.3
30	ルアンジュさがみ野	269.6
31	中央3丁目	297.0
32	大谷	456.7
33	海老名みずほハイツ	353.1
34	浜田町	464.0
35	国分寺台1・2丁目	509.9
36	国分寺台3丁目	465.1
37	国分寺台4丁目	446.7
38	国分寺台5丁目	530.2
39	中新田第1	369.3
40	中新田第2	392.6
41	海老名団地	318.3
42	さつき町	393.9
43	さつき団地	440.6
44	河原口第1	443.3
45	河原口第2	342.3
46	河原口第3	419.1
47	上郷	470.5
48	下今泉	429.5
49	海老名スカイハイツ	358.4
50	上河内	788.4
51	中河内	480.1
52	社家	465.8
53	中野	478.5
54	今里	418.5
55	杉久保(北部)	471.3
56	杉久保(南部)	376.1
57	サンパルク	323.3
58	本郷	540.8
59	門沢橋	474.7
平 均		424.8

◆ごみ集積所に出せないもの

- エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
- 自動車および関連部品
- パソコンおよびディスプレイ
- オートバイ、タイヤなど自動車部品、農業用機械、建築廃材、ガレキ、石、土砂、ピアノ、便器、物置(1.5坪超)、スプリング入りマットレス、オイルヒーター
- 消火器、ガスボンベ、医療系廃棄物、石油類、バッテリー、ペンキ、農薬、薬品(家庭用を除く) など
- 長さが1メートル以上、または縦・横・高さの合計が2メートル以上、または30センチ以上の粗大ごみ(有料)
- 事業活動に伴い発生したごみ